

きんせい かんじょうむら ほんごうむら すいり かんこう きろく  
近世勘定村と本江村の水利慣行記録

種 別 小松市指定文化財 歴史資料  
指定年月日 平成23年11月3日  
所在地 東山町(古文書)・本江町(陶像)

当資料は東山町所蔵の<sup>こもんじょう</sup>古文書2通と本江町所蔵の<sup>とうぞう</sup>陶像1点からなる。

水田耕作において水の確保は最大関心事の1つであるが、近世(江戸時代)の勘定村(現在の東山町)と本江村においては、用水確保の方法が<sup>つつみ</sup>堤(ため池)以外になく、堤の管理は重要であった。ときには村争いにもなり、その解決方法として取り決めがなされたが、そうした取り決めが当資料に示されている。

東山町の古文書には、文政13年(1830)、堤の用水配分を勘定1、本江9と取り決めた内容が記されてある。

本江町の陶像については、文政4年(1821)、本江村と勘定村の堤の用水配分を9対1と取り決めた内容が、陶像の背にへう書きされてある。なお、この陶像は天保3年(1832)作と伝えられている。

これらは、近世水利慣行の歴史的事実を示す資料として貴重である。



東山町所蔵の古文書



本江町所蔵の陶像(右上) ↑  
高さ33cm・幅35cm・奥行30cmを測る。  
地元では「水神(みずがみ)さん」と呼ばれ、  
本江町八幡神社の境内に祠を建てて安置して  
ある。

陶像の背に刻まれた記録→

